

平成27年8月4日
年金局事業管理課給付事業室

障害年金の認定（糖尿病等）に関する専門家会合開催要綱

1 楽 旨

障害年金の認定のうち、糖尿病等の障害について、新しい医学的知見等を取り入れ、障害認定基準及び診断書の見直しを行う。

2 検討事項

- (1) 近年の医学的知見からの表現や例示の明確化
- (2) その他

3 構 成

- (1) 専門家会合は、糖尿病等に関する専門家（医師）6人で構成し、座長は構成員の互選により選出するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて関係者等に出席を求める、意見を聴取することができるものとする。

4 運 営

- (1) 専門家会合は、大臣官房年金管理審議官が専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は、日本年金機構の協力を得て、年金局事業管理課給付事業室において行う。
- (3) 専門家会合は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認められる場合等を除き公開する。